

しゅわげんごじょうれい しょう しゃ じょうれい
手話言語条例と障がい者コミュニケーション条例の
こうせい
構成イメージについて

じょうれい こうせい
1. 条例の構成について

じょうれい ぜんぶん ほんそく かそく こうせい
条例は、前文、本則、附則から構成されている。

ぜんぶん
(1) 前文

ぜんぶん ほんそく まえ お ぶんしょう
前文は、本則の前に置かれる文章のこと。

さんこう ぜんぶん かいせい さんぎいんほうせいきよく ぼっすい
参考) 前文とその改正(参議院法制局ホームページより抜粋)

にっぽんこくけんぽう ぜんぶん お しゅうち ほうりつ
日本国憲法に前文が置かれていることは周知のとおりですが、法律に
も、前文が置かれることがあります。前文は、条文本体の前に置かれ、そ
の法令の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章です。
ぐたいてき きほん さだ かくじょうぶん かいしゃく きじゆん
具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準とな
るものと言われています。前文のある法律は、教育基本法、男女共同
さんかくしゃかいきほんほう しょうしかしゃかいたいさくきほんほう きほんほう ひかくてきお
参画社会基本法、少子化社会対策基本法など、基本法に比較的多く
みう
見受けられます。

ほんそく
(2) 本則

ほんたいてき ぶぶん じょうぶん こうせい つうれい
本体的な部分。条文で構成されるのが通例。

こうもく 項目	ないよう 内容
もくてき 目的	じょうれいせいいてい もくてき さだ 条例制定の目的を定める。
ようご ていぎ 用語の定義	じょうれい ほんそく しょう ようご ていぎ おこなう 条例の本則で使用する用語の定義を行う。
きほんりねん 基本理念	もくてき もと きほん かんが かた さだ 目的に基づいて、基本となる考え方を定める。
せきむ やくわり 責務・役割	(1) 市の場合、基本理念に基づいて施策の推進の責務を定める (2) 市民の場合、条例への理解や普及、市の施策推進への きょうりよく やくわり もと 協力を役割として求める。 (3) 事業者の場合、市民の場合と同様に、条例への理解や ふきゅう し しさくすいしん きょうりよく ごうりてきはりよ ていぎょう やくわり 普及、市の施策推進への協力、合理的配慮の提供を役割とし て求める
しさく すいしん 施策の推進	し しさく すいしん じこう さだ 市が施策として推進する事項を定める。
ざいせいじょう そち 財政上の措置	し しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そち こう 市が施策の推進のために必要な財政上の措置を講ずる。

ふそく
(3) 附則

じょうれい しこう ひつよう しこうきじつ けいか そちとう さだ ぶぶん
条例を施行するために、必要な施行期日や経過措置等を定める部分。